

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇告示 解の指定
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県地方労務委員会あつ、旋員候補者について
- ◇叙任及び辞令 細谷初夫外

規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第八十四号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

- 別表（一）副知事専決事項第一号を次のように改める。
 - 一 部長の県内出張及び休暇、地方労務委員会事務局長の出張及び休暇並びに課長の県外出張
- 別表（二）副知事専決事項に第二号として次の一号を加える。
 - 二 部長の超過勤務及び休日勤務

別表（一）副知事専決事項第二号を第三号とし、以下第四号まで一号ずつ繰り下げ、第五号中「物件の購入又は処分及び契約」を削り、同号を第六号とし以下順次繰り下げる。

別表（二）部長専決事項に第二号として次の一号を加える。

二 課長の超過勤務及び休日勤務

別表(一) 部長専決事項第二号中「各種委員会委員以下」を「各種協議会等の役員等」に改め同号を第三号とし、以下第四号まで一号ずつ繰り下げる。

別表(一) 部長専決事項第五号中「命令、許可、認可」を「命令、決定、指定、許可、認可、認定、承認、認証、同意」に改め同号を第六号とし、以下第七号まで一号ずつ繰り下げる。

別表(一) 部長専決事項第八号中「物件の購入又は処分及び契約」を削り、同号を第九号とし、以下第十一号まで一号ずつ繰り下げる。

別表(一) 部長専決事項第十二号中「監督、」を「監査、監督」に改め同号を第十三号とし、以下順次繰り下げる。

別表(一) 課長専決事項に第二号及び第三号として次の二号を加え、第二号を第四号とし、以下第十六号まで二号ずつ繰り下げる。

- 二 課内職員の超過勤務、休日勤務及び夜勤
- 三 祕文書及び一般文書の写作成

別表(一) 課長専決事項第十七号を次のように改める。
十九 法令又は条例、規則等の規定による常例的な諸経費並びに軽易な諸経費の予算執行

別表(一) 課長専決事項に第二十号として次の一号を加える。

二十 課内予算の収支命令手続
別表(一) 係長専決事項第七号を次のように改める。

七 法令又は条例、規則等の規定による常例的な諸経費並びに軽易な諸経費の支出命令手続

別表(一) 総務課、部長専決事項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同総務課、課長専決事項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同総務課、係長専決事項中第一号を削る。

別表(一) 人事課、部長専決事項に第三号として次の一号を加え、第三号を第四号とし、以下順次繰り下げる。

- 三 職務に専念する義務の免除(地方公務員法第三十五条)

別表(一) 人事課、課長専決事項に、第一号として次の

一号を加え、第一号を第二号とし、以下順次繰り下げる。

- 一 臨時的任用職員の任用及び退職(地方公務員法第二十二條)

別表(一) 会計課、部長専決事項第一号中「(県会計規則第二十三條)」を「(県会計規則第三十條)」に改め、同専決事項中第三号を削り、第四号中「(県会計規則第二百二十七條)」を「(県会計規則第四百六十六條)」に改め同号を第三号とし、第五号中「(県会計規則第九條)」を「(県会計規則第十六條)」に改め同号を第四号とし、第六号中「(県会計規則第三十三條)」を「(県会計規則第五十四條)」に改め同号を第五号とし、第七号中「(県会計規則第四十七、五十四條)」を「(県会計規則第六、七十四、八十四條)」に改め同号を第六号とする。

別表(一) 会計課、課長専決事項中「(県会計規則第二十三條)」を「(県会計規則第三十條)」に、「(県会計規則第七十九條)」を「(県会計規則第一百七十七、七十八條)」に、「(県会計規則第七十九條)」を「(県会計規則第一百七十八條)」に改め同号を第六号とする。

(一)に、「(県会計規則第二百二十二條)」を「(県会計規則第三十、三十一條)」に、「(県会計規則第三條)」を「(県会計規則第三十條)」に、「(県会計規則第二百二十七條)」を「(県会計規則第四百六十六條)」に、「(県会計規則第九條)」を「(県会計規則第十六條)」に、「(県会計規則第三十三條)」を「(県会計規則第五十四條)」に、「(県会計規則第二十六條)」を「(自治法第二百二十五條二項)」に改める。

別表(一) 厚生課、副知事専決事項に次の一号を加える。
一 生活保護法による不服申立の決定(法第六十五條)

別表(一) 厚生課、部長専決事項を次のように改める。
一 指定医療機関の指定及び指定の取消
(生活保護法第四十九、五十一條)
(身体障害者福祉法第十五條)

二 診療報酬の決定(生活保護法第五十三條)
三 更生医療給付に関する決定(戦傷病者戦没者遺族等援護法第十七條)

別表(一) 商工課、部長専決事項に次の一号を加える。
三 爆薬兵器の処理

別表ロ 水産課の次に次のように蚕糸課を加える。

蚕 糸 課

一 蚕業技術普及員の委嘱、異動及び手当の減額 (規則第七条)

別表ロ 建築課を次のように改める。

建 築 課

一 聴聞会の開催 (建築基準法第九條四項、八項、第四十六條一項、第五十四條一項、宅地建物取引業法第二十条三項)
二 市町村の区域ごとの公営住宅三箇年計画の決定 (法第六條五項)

一 建築主事の所轄区域の指定 (建築基準法第四條六項)
二 違反建築物に対する措置 (除却、移転を除く) (建築基準法第九條一項、二項、七項、九項)
三 聴聞会の議長の指名 (建築基準法施行細則第十七條)
四 二級建築士の免許の取消 (法第九條)
五 二級建築士の懲戒 (法第十條)
六 県営住宅の家賃の減免 (法第十二條三項)
七 県営住宅の家賃及び敷金の変更 (法第十三條)
八 県営住宅の入居者の公募 (法第

一 一街区内における総合的設計による建築物の認定 (建築基準法第八十六條)
二 消防長等の同意、要求及び同意書の処理 (建築基準法第九十三條一項、二項)
三 改良便そのの認定 (建築基準法施行令第三十一條)
四 汚物処理そのの認定 (建築基準法施行令第三十二條)
五 小学校、中学校建築資材の耐力の認定 (建築基準法施行令第四十八條)
六 住宅金融公庫委託建築物の設計書及び現場審査 (法第二十三

一 建築課の宿日直事務の処理

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百二十九号
県立法勝寺農業高等学校、県立境水産高等学校を鳥取県会計規則 (昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号) 第

十六條一項)
九 県営住宅明渡請求 (法第二十二條一項)
十 建築代理業者の懲戒 (条例第二十四條)
十一 住宅金融公庫委託事務につき公庫との協定 (法第二十三條)
十二 防火建築帯起業地及び建築計画の公告並びに縦覧 (耐火建築促進法第十二條五項)
十三 登録の拒否 (宅地建物取引業法第六條)

七 県営住宅入居者の決定及び取消並びに使用期間の更新 (法第十八條)
八 県営住宅入居者に負担させることを不適當とする修繕費の認定 (県営住宅管理条例第九條)
九 県有建物の小修繕、小工事の起工執行

二条の規定による麻に昭和二十八年十一月一日指定した。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

東郷町別所土地改良区

河原 政 信 東伯郡東郷町大字別所

金 涌 時 義

村 田 清 八

河 原 義 治

金 涌 隆 吉

土 井 善 太 郎

河 田 卯 市 郎

前 田 健 太 郎

千 熊 忠 雄

橋 本 万 吉

金 涌 忠 義

西 田 眞 太 郎

稻光井手土地改良区

池 田 広 義

金 田 広 芳

岡 田 万 藏

尾 崎 清

河 本 鶴 吉

山 根 事

山 内 勝 治

綾 木 喬 薫

福 見 正 悦

富 田 啓 次 郎

金 川 俊 道

水 野 保 次 郎

溝口町小原土地改良区

森 田 英 翁

森 田 重 壽

森 田 知 隆

西伯郡大山村大字平

所子村大字中高

大字野田

大字清原

大字唐王

高麗村大字妻木

大字莊田

大字上万

大字稻光

日野郡溝口町大字莊

教育委員会告示

鳥取教育委員会告示第四十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

江尾町江尾土地改良区

川上正三

日野郡江府町大字江尾

阿部明義

大字古市

幅田武二郎

大字莊

森田政信

森田弥太郎

森谷敏夫

大字古市

公 告

- 一 日時、十二月八日 午前十時半
- 二 場所 教育委員会々議室
- 三 議題 教職員人事について
- その他

鳥取県地方労務委員会あつ旋員候補者について
労務関係調整法施行令第四条並びに中央労務委員会規則第六十八条の規定に基づき、鳥取県地方労務委員会あつ、旋員候補者について、その氏名、閱歴等につき次のとおり公示する。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県地方労務委員会

あつ、旋員候補者名簿
氏名 生年月日 職業 経歴
足立敏夫 大正一三、二、一九 日の丸運送 日組々合長 日の丸運送副組合長、県労協 鳥取市二階町三(自宅)鳥取三、九〇一

(昭和二十八年十一月二十六日決定)
住所 電話連絡
鳥取市二階町三(自宅)鳥取三、九〇一
丁目九(会社)三、一六五

岡本 瀧	明治四一、公務員	鳥取組書記長、県労働協常任委員、東部労働協会会長、前あつ旋員候補者	御弓町	鳥取 四、六六二
河村 石太郎	大正三、一、八	日の丸自動車労働組書記長、県労働協常任委員、労働教育審議会委員、中小企業労働協会会長	叶	三、九八九
難波 義昌	三〇、一二	中国電力鳥取支店	立川町五	三、一一一
佐々木 章久	一一、一二、一六	電産労働組支部委員長	東伯郡三朝町牧	(中国電力) 鳥取 三、一一一
松下 頼彦	明治三三、二八	国鉄職員	倉吉市宮川町二	倉吉 三二七
井崎 延明	一一、二五、二四	会社員	東岩倉町	二二〇
小島 高助	大正七、一、一八	全日通労働組米子分会委員長	高小卒、第四、八期労働委員、県労働協西部地区協議会副会長	米子 一、四〇〇
小田 誠次	明治四〇、一五	国鉄職員	後藤支部執行委員、県労働協西部地区協議会会長	立町三ノ
三浦 定雄	大正一五、三〇	会社員	電産米子分会書記長	富士見町

清水 英雄	明治二八、二七	大同木材工業K取締役	鳥取商業卒、鳥取県地方木材K総務部長、第六、七、八期労働委員、前あつ旋員候補者	鳥取市東品治町	(自宅) 鳥取 三、三〇五 (会社) 二、九九二
清水 臨藏	一一、三〇、一二	阪鳥製氷冷凍K社長	第五、六、七期労働委員、現あつ旋員候補者	梶川町十	(自宅) 二、七六九 (会社) 四、八〇五
鈴木 敬直	大正八、一、一八	鳥取県経営者協会事務局長	前あつ旋員候補者、明治大学法学部卒、鳥取商工会議所事務局長	立川町四	(自宅) 二、八九二 (会議所) 二、八八三
松浦 武儀	明治三三、一〇、一六	鳥取家具工業K社長	鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者、大阪市立高等商業学校卒業	丁目四一番地	(自宅) 四、四〇一 (会社) 四、四六一
松岡 徳太郎	一一、二二	伯耆振興K取締役社長	福岡県小倉工業学校卒、満洲神鋼金属工業K製造部長、第八期労働委員	倉吉市河原町	(倉吉局) 自宅 一九一 (上井局) 会社 一七一
桑名 節藏	六、三三、六	日本通運倉吉支店支店長	鳥取県立師範学校卒、第七期労働委員、鳥取県経営者協会理事、前あつ旋員候補者	秋喜七七	(倉吉) 会社 七二〇
安部 三代治	一一、三二、一〇、一一	坂口合名会社支配人	高小卒、鳥取県経営者協会米子支部長、第七、八期労働委員、前あつ旋員候補者	米子市久米町三	(米子) 会社 一九 自宅 七三五
加藤 章	一一、三五、一七	合名会社加藤吉商店社長	東京商科大専門部卒、第三、四、五、六、七期労働委員、山陰日々新聞社長、前あつ旋員候補者	万能町	(米子) 会社 二四〇 八一三

青戸辰午	六〇〇〇	弁護士	早稲田大学中退、第二、三、四、五、六、七期公益委員、前あつ社員候補者	米子市加茂町一丁目二二	(米子) 自宅 七三一
三好泰三	七〇二一	農業	日野農林学校卒、元教育委員、前あつ社員候補者	日野郡根雨町舟場三三七ノ一	(呼出根雨) 二九
錦織雄吉	二〇三九	医師	京大医科卒、松江病院眼科部長、第六期公益委員	米子市東町九一	(米子) 一、一一七
遠藤元三郎	八〇二一	無職	鳥取師範卒、元加茂小学校長、民生委員、市教育会長、社会福祉会長、遺族会長、司法保護士、家裁調停委員	米子市両三柳二、六七七	
権田喜一郎	四〇四四	局長	前あつ社員候補者	鳥取市吉成六八三ノ一	
宮谷芳春	三〇一八	総務課長		〇ノ一四	行徳一八
浜島一郎	一〇三三	調整課長		四六ノ一	丸山町二
郡四郎	一〇三三	調整係長		〇ノ四	吉方三二

河村威夫	三〇一七	日本レィヨン米子工場々長	第六期労働委員、京都帝国大学法学部卒、鳥取県経営者協会理事、前あつ社員候補者	目八九番地	(米子) 一〇〇八
柳沢愛之助	一〇一〇	有限会社富屋製パン所社長	第五期労働委員、鳥取県経営者協会理事、労働争議あつ社員	栲町二丁目	(米子) 七〇三
花房多喜雄	一〇二八	弁護士	立命館大学法科卒、鳥取弁護士会々長、人権擁護委員、第八期労働委員会々長	鳥取市東町一七	(鳥取) 自宅 三、九八二
若木礼	九〇八	鳥取大学教授	北海道帝大農学部卒、鳥取農専教授、第六、七、八期公益委員、前あつ社員候補者	東町一六	(米子) 三、一六一
田中秀次	九〇二六	弁護士	中央大学卒、前弁護士会長、第四、五、六、七期公益委員、前あつ社員候補者	西町九三	(米子) 自宅 四、九八七
谷口惠五郎	八〇二五	市教育委員	鳥取師範卒、元小学校長、元中央労委事務局総務課長、元中央病院事務局長、元あつ社員候補者	大覚寺三	
高田三郎	一〇二九	農業	明治大学専門部卒、鳥取県各課長、漁業調整委員、第七、八期公益委員、前あつ社員候補者	東伯郡羽合町長	(上井) 三〇甲 (羽合町役場)
大島広正	四〇二一	市會議員	農学校卒、元農業会事業部長、元村長、農業委員、第二、三、四、五、六期公益委員、前あつせん員候補者	倉吉市穴窪二二	(呼出倉吉) 一、三二四

辞令及び叙任

鳥取県教育委員会事務局職員 細谷 初夫
東部支所長を命ずる

昭和二十八年十二月一日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 高田 光義
中部支所長を命ずる

昭和二十八年十二月一日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 田口 卓三
西部支所長を命ずる

昭和二十八年十二月一日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 佐々木 孝
学事課勤務を命ずる
厚生係長を命ずる

昭和二十八年十二月一日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 古井 義雄
東部支所庶務係長を命ずる

昭和二十八年十二月一日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 熊谷 弘成
中部支所庶務係長を命ずる

昭和二十八年十二月一日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 山本 勉
西部支所庶務係長を命ずる

昭和二十八年十二月一日
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 加島 俊朗
鳥取図書館勤務を命ずる

昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会

(各通) 鳥取県教育委員会事務局職員 深田 薫

梅林 哲二

田中 武志

加藤 幸雄

西部支所日野連絡所勤務を命ずる

昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会

英文タイプライター
東和タイプライター山陰代理店
計算器・玉屋測量器
販賣修理

有限
会社
雜賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二番

昭和四年九月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發 印

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

刷 所